

令和4年9月14日

## 新型コロナウイルス感染症に係る理工学部学生の自宅待機基準等について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮等に対応して、本学が定める体調不良者の自宅待機基準について、下記のように取り扱う。

### 【自宅待機の基準】

以下の何方かの症状がある場合は、自宅待機とする。

- ① 発熱（37.5℃以上）がある。
- ② 新型コロナウイルス感染症を疑われる体調不良（呼吸困難，激しく断続的な咳・クシャミ，倦怠感，頭痛，喉の痛み・違和感，味覚異常，嗅覚異常，悪寒・寒気，鼻閉塞・鼻水等の違和感）がある。

### 【自宅待機の解除基準】

- ① 初期症状発病後7日以上経過すること。

例：6月1日に初期症状が発病した場合は，6月7日まで自宅待機となり，6月8日より入構できます。

上記①の条件を満たしていても以下の条件を満たしていることが必要です。

- ② 発熱した場合は，解熱後4日経過していること。
- ③ 発熱以外の症状が改善後4日経過していること。

なお，主治医（かかりつけ医）の意見として発熱等の諸症状が新型コロナウイルス感染症以外の原因によることが明らかであり，新型コロナウイルス感染が否定的である場合は，自宅待機解除となります。

以 上